

岐阜市長 柴 橋 正 直 様

岐阜市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 土 田 伸 也

岐阜市情報公開条例の一部改正について（答申）

岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号）第12条第1項の規定に基づき、令和4年10月3日付け岐阜市行政第91号による諮問について、下記のとおり答申する。

記

**1 事案の概要**

社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中、令和3年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「改正法」という。）」により、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）」が改正され、従来、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人についてそれぞれ分かれていた規律を個人情報保護法に一覧的に規定し、かつ、個人情報保護委員会が一元的に当該規律を解釈運用することとされた。

岐阜市を含む地方公共団体の個人情報保護制度は、令和5年4月1日から、個人情報保護法の適用を直接受けることになるが、改正後の個人情報保護法には、地方公共団体が法の施行条例で定め得るとされている事項があり、岐阜市では、個人情報の保護に関する法律施行条例を定め、同日から施行する予定である。

改正法施行後、保有個人情報開示請求における不開示情報は、個人情報保護法の規定により判断することになるが、岐阜市情報公開条例（以下「条例」という。）における非公開情報の規定とは、文言上、差異が生じる。そのため、両制度の整合性を確保する必要があることから、条例を改正するものである。

また、今回の条例改正に合わせて、これまでの条例の運用を踏まえ、個人情報保護法及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定を参照し、改正を行うものである。

**2 諮問の内容**

諮問の内容は、条例の規定を、次のとおり改正するものである。

**(1) 改正法の施行に伴う改正**

## ア 非公開情報

条例第6条第1項の非公開情報と個人情報保護法第78条第1項の不開示情報は、文言上、異なる部分があるため、公文書公開請求と保有個人情報開示請求とで公開しない情報に差異が生じないように、条例中、非公開情報の規定を個人情報保護法の不開示情報の規定と同様とする改正を行う。

## イ 公文書の存否に関する情報

条例第6条の3では、公文書公開請求に対し、公文書が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報を公開することとなる場合であっても、「特定の個人の生命、身体又は名誉が侵害されると認められるときに限り」、当該公文書の存否自体を明確にしないで拒否処分をすることができる」と規定されている。

しかし、公文書の存否自体を答えることにより非公開情報の規定の保護利益が害される可能性は、事業者を特定した公文書公開請求の場合など個人に関する情報以外にも存在することから、個人情報保護法の規定と同じ内容になるように条例の規定から「特定の個人の生命、身体又は名誉が侵害されると認められるときに限り」を削除する。

## ウ 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

条例第8条の2では、情報公開の要請と第三者保護の調整を図るため、任意的な第三者への意見聴取の規定があるが、個人情報保護法第86条では、任意的な意見聴取の規定に加え、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」として第三者の不開示情報を開示する場合は、当該第三者への意見聴取を義務付け、また、開示前に反対意見を提出した第三者に開示決定を争う機会を保障するための措置が規定されている。

そのため、公文書公開請求と保有個人情報開示請求とで第三者保護に差異が生じないように、条例を個人情報保護法の第三者の意見聴取の規定と同じ内容に改正する。

## エ 岐阜市情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務

岐阜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の所掌事務のうち、岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）に基づく決定に関する部分を改正後の個人情報保護制度に基づく決定に関する規定に改める。

## オ その他

アからエまでのほか、非公開情報に関する条例の規定（条例第6条第2項（部分公開）及び第6条の2（公益上の理由による裁量的公開））は、個人情報保護法（第79条第2項を除く。）と比較して大きな違いはないものの、運用上差異が生じないように、個人情報保護法第79条及び第80条の規定に合わせて改正する。

## (2) その他の改正

### ア 審査会における口頭意見陳述

条例第12条の3では、審査会における口頭意見陳述は、審査請求人等から求めがあった場合は、「意見を述べる機会を与えることが困難であると認められるときを除き」、機会を与えなければならないと規定しているが、これまでの運用を踏まえ、岐阜市行政不服審査会における口頭意見陳述に関する規定である行政不服審査法（平成26年法律第

68号) 第81条第3項において準用する同法第75条第1項の規定と同じく、「審査会が口頭意見陳述の必要がないと認める場合を除き」、機会を与えなければならないとの内容に改める。

#### イ その他

必要に応じ、字句、規定等の修正を行う。

### 3 審査会の意見

上記の諮問の内容について、本審査会は、下記のとおり意見を付す。

#### (1) 改正法の施行に伴う改正

##### ア 非公開情報

条例に基づく公文書公開における非公開情報と個人情報保護法に基づく保有個人情報開示における不開示情報は、保護すべき情報として共通するものであり、両制度の整合を図る改正であることから、適当なものと認める。

##### イ 公文書の存否に関する情報

個人情報保護法に基づく保有個人情報開示の場合と同じく、公文書が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報を答えることとなるのは、当該非公開情報が個人に関する情報である場合に限らず、法人等不利益情報等である場合も想定されることから、適当なものと認める。

##### ウ 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

個人情報保護法に基づく保有個人情報開示の場合と同じく、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公開する必要がある場合等に第三者への意見聴取を義務付け、また、反対意見を提出した第三者に公開決定を争う機会を保障するものであり、手続の適正化に資するものであるため、適当なものと認める。

##### エ 岐阜市情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務

審査会の所掌事務に係る根拠規定等を改めるものであり、適当なものと認める。

##### オ その他

個人情報保護法に基づく保有個人情報開示の場合との運用上の差異を生じさせないよう条例第6条第2項（部分公開）及び第6条の2（公益上の理由による裁量的公開）を改正するもので、実質的に現在の条例に基づく取扱いと異なるものでもなく、適当なものと認める。

#### (2) その他の改正

##### ア 審査会における口頭意見陳述

岐阜市行政不服審査会における口頭意見陳述と同じく、審査会がその必要がないと認める場合を除き、口頭意見陳述の機会を与えるもので、審査請求人等に対する弁明の機会の保障に欠けることもないため、適当なものと認める。

##### イ その他

字句の修正等、必要な改正であり、適当なものと認める。